

資料 EUデータ保護指令仮訳

「個人データ取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する1995年10月24日の欧州議会及び理事会の95/46/EC指令」(Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data)

堀部政男研究室仮訳

前文 [72項] (省略)

第I章 総則

第1条 指令の目的

1. 構成国は、この指令に従って、個人データの取扱いに関して、自然人の基本的な権利及び自由、特にそのプライバシーの権利を保護しなければならない。
2. 構成国は、第1項に基づいて与えられる保護を理由として、構成国の間の個人データの自由な流通を制限し、又は禁止してはならない。

第2条 定義

この指令の目的に関して、

- (a)「個人データ」とは、識別された又は識別され得る自然人（以下「データ主体」という。）に関するすべての情報をいう。識別され得る個人とは、特に個人識別番号、又は肉体的、生理的、精神的、経済的、文化的並びに社会的アイデンティティに特有な一つの又はそれ以上の要素を参照することによって、直接的又は間接的に識別され得る者をいう。
- (b)「個人データの取扱い」（以下「取扱い」という。）とは、自動的な手段であるか否かにかかわらず、個人データに対して行われる作業又は一連の作業をいう。この作業とは、収集、記録、編集、蓄積、修正又は変更、復旧、参照、利用、移転による開示、周知又はその他周知を可能なものとする、整理又は結合、ブロック、消去又は破壊することをいう。
- (c)「個人データ・ファイリングシステム」（以下「ファイリングシステム」という。）とは、集約型であるか、非集約型であるか、又は機能的若しくは地理的に分散されたものであるか否かにかかわらず、特定の基準に基づいてアクセスすることができる構築された一連の個人データをいう。
- (d)「管理者」とは、単独で又は他と共同して、個人データの取扱いの目的及び手段を決定する自然人、法人、公的機関、機関又はその他の団体をいう。取扱いの目的及び手段が国内の若しくは共同体の法律又は規則によって決定される場合には、管理者又はその指定に関する特定の基準は、国内法又は共同体法でもって定めることができる。
- (e)「取扱者」とは、管理者のために個人データの取扱いを行う自然人、法人、公的機関、機関又はそ

出典：消費者庁「個人情報保護制度における国際的水準に関する検討委員会・報告書」

の他の団体をいう。

- (f)「第三者」とは、データ主体、管理者、取扱者及び管理者又は取扱者の直接の職権の下でデータを扱う権限を与えられている者以外の自然人、法人、公的機関、機関又はその他の団体をいう。
- (g)「取得者」とは、第三者であるか否かにかかわらず、データの開示を受ける自然人、法人、公的機関、機関又はその他の団体をいう。ただし、特定の調査の枠内でデータを取得する機関は、取得者とみなされない。
- (h)「データ主体の同意」とは、データ主体が自己に関する個人データが取り扱われることへの同意を表明することによって、自由になされた特定のかつ十分に情報を提供された上での意思表示をいう。

第3条 適用範囲

- 1. この指令は、全部又は一部が自動的な手段による個人データの取扱い、及びファイリングシステムの一部又はファイリングシステムの一部とすることが意図されている個人データの自動的な手段以外の取扱いに適用される。
- 2. この指令は、次の個人データの取扱いには適用してはならない。
 - 欧州連合条約第V章及び第VI章に規定されている共同体法の適用範囲外の活動中に行われるもの、及び公安、防衛、国家安全保障（取扱作業が国家安全保障問題にかかる場合には国家の経済的安定を含む。）又は刑法の分野における国家の活動に関するすべての取扱作業
 - 自然人によって、純粹に個人的な又は家庭内での活動中に行われるもの。

第4条 適用される国内法

- 1. 各構成国は、この指令に従って採択した国内規定を次の場合の個人データ取扱いに適用しなければならない。
 - (a) 取扱いが構成国の域内に設置された管理者の活動に関連して行われる場合。同一の管理者が複数の構成国域内に設置されたときは、当該管理者は、これらの設置のそれぞれが適用される国内法により定められた義務を遵守することを確保するために必要な措置を講じなければならない。
 - (b) 管理者が構成国の域内には設置されていないが、国際公法によって当該構成国の国内法が適用される地域に設置されている場合
 - (c) 管理者が共同体の域内に設置されていないが、個人データの取扱いを目的として当該構成国の域内に設置された自動又はその他の設備を利用する場合。ただし、共同体の域内を通過する目的のためにのみ当該設備を利用する場合は、この限りではない。
- 2. 管理者は、第1項(c)に定められた場合において、その構成国の域内に設置された代理人を指定しなければならない。ただし、管理者自身に対して提起される訴訟は妨げない。

第II章 個人データの取扱いの適法性に関する一般準則

第5条

構成国は、本章の規定の制限の範囲内において、個人データの取扱いが適法となる条件をより正確に定めなければならない。

第I節 データ内容に関する原則

第6条

1. 構成国は、個人データが次の条件を満たすように定めなければならない。
 - (a) 公正かつ適法に取り扱われること。
 - (b) 特定された明示的かつ適法な目的のために収集され、それに続いてこれらの目的と相容れない方法で取り扱われないこと。ただし、歴史的、統計的又は科学的な目的のために引き続き行われる取扱いは、構成国が適切な保護措置を定めている場合には、これとあいいれないものとはみなされない。
 - (c) データが収集され、及び／又はそれに続いて取り扱われる目的に照らして、適切であり、関連性があり、かつ過度でないこと。
 - (d) 正確であり、かつ必要な場合にはデータを最新のものに保つこと。データが収集され、又はそれに続いて取り扱われる目的に照らして、不正確又は不完全なデータが消去又は修正されるのを確保するために、あらゆる合理的な手段が講じられなければならない。
 - (e) データが収集される、又はそれに続いて取り扱われる目的に照らして必要とされる期間内に限り、データ主体の識別が可能な形態で保存されること。構成国は、歴史的、統計的又は科学的な利用のために長期間保存される個人データに関して適切な保護措置を定めなければならない。
2. 管理者は、第1項の遵守を確保しなければならない。

第II節 データ取扱いの正当性の基準

第7条

構成国は、次の条件を満たす場合にのみ、個人データが取り扱われるように定めなければならない。

- (a) データ主体が明確に同意を与えた場合、又は、
- (b) データ主体が当事者となっている契約の履行のために取扱いが必要な場合、又はデータ主体の請求により、契約の締結前に、その段階を踏むために取扱いが必要な場合、
又は、
- (c) 管理者が従うべき法的義務を遵守するために取扱いが必要な場合、又は、
- (d) データ主体の重大な利益を保護するために取扱いが必要な場合、又は、
- (e) 公共の利益のために、又は管理者若しくはデータの開示を受ける第三者に与えられた公的権限の

行使のために行われる業務の遂行上取扱いが必要な場合。又は、

- (f) 管理者又はデータの開示を受ける第三者若しくは当事者の正当な利益のために取扱いが必要な場合。ただし、これらの利益より、第1条第1項の規定に基づいて保護が必要とされるデータ主体の基本的な権利及び自由に関する利益が優先する場合には、この限りではない。

第Ⅲ節 特別な種類の取扱い

第8条 特別な種類のデータの取扱い

1. 構成国は、人種又は民族、政治的見解、宗教的又は思想的信条、労働組合への加入を明らかにする個人データの取扱い、及び健康又は性生活に関するデータの取扱いを禁止しなければならない。
2. 第1項は、次の場合には適用されない。
 - (a) データ主体が前項に定められたデータの取扱いに対して明示の同意を与えた場合。ただし、構成国の法律がデータ主体の同意によっても第1項の禁止を解除し得ないことを規定している場合は、この限りではない。又は、
 - (b) 取扱いが、雇用法の分野において管理者の義務の履行、及び特定の権利の行使の目的のために必要な場合。ただし、十分な保護措置を定めている国内法により、権限を与えられている場合に限る。又は、
 - (c) 取扱いが、データ主体が物理的に又は法的に同意を与えることができない場合に、データ主体又はその他の者の重大な利益を保護するために必要な場合。又は、
 - (d) 取扱いが、政治、思想、宗教又は労働組合の目的を有した財団、協会又はその他の非営利団体による、適切な保障の下での正当な活動の過程において行われる場合。ただし、その取扱いが当該団体の構成員又は団体の目的に関して団体と定期的に接触している者のみに関係していること、及び当該データがデータ主体の同意を得ないで第三者に開示されないことを条件とする。又は、
 - (e) 取扱いが、データ主体により明白に公にされたデータに関する場合、又は法的な請求の確定、行使又は防御のために必要な場合
3. 第1項の規定は、データ取扱いが予防的医療、医療診断、看護若しくは治療の提供の目的のため又は健康管理サービスの運営のために必要な場合、並びに国内法又は国の管轄機関が定めた規則により、職業上の守秘義務を負う医療専門家によって、又は同様の守秘義務を負うその他の者によってデータが取り扱われる場合には、適用されない。
4. 構成国は、適合的な保護措置を定める場合に、重要な公共の利益を理由として、国内法又は監督機関の決定により、第2項の規定に加えて、適用除外を規定することができる。
5. 犯罪、刑事事件の有罪判決又は安全保障に関するデータの取扱いは、公的機関の管理の下でのみ行わせることができる。また、国内法に適合的な特定の保護措置が定められている場合には、その措置を定めた国内規定に基づいて、構成国により認められる例外に従って取り扱うことができる。ただし、有罪判決の完全な記録は、公的機関の管理の下でのみ保存され得る。

構成国は、行政制裁又は民事事件の判決に関するデータについても、公的機関の下で取り扱われなければならないことを定めることができる。

6. 第4項及び第5項に規定されている第1項の例外は、委員会に通知されなければならない。
7. 構成国は、国内の個人識別番号又はその他一般的に適用されている識別子の取扱いに関する条件を定めなければならない。

第9条 個人データの取扱いと表現の自由

構成国は、プライバシー権と表現の自由に関する準則を調和させる必要がある場合に限り、ジャーナリズム目的又は芸術上、文学上の表現目的のためにのみ行われる個人データの取扱いについて、本章、第IV章及び第VI章の規定の適用除外及び例外を定めなければならない。

第IV節 データ主体に提供されなければならない情報

第10条 データ主体からデータを収集する場合の情報

構成国は、管理者又はその代理人が、その者自身に関するデータが収集されるデータ主体に対して、少なくとも次の情報を提供しなければならないことを定めなければならない。

ただし、データ主体が既にその情報を得ている場合はこの限りではない。

- (a) 管理者及びその代理人がいる場合はその身元
- (b) そのデータが予定されている取扱いの目的
- (c) 次に示すようなその他の追加情報

—データの取得者又は取得者の所属

—質問に対する回答が義務的なものであるか任意的なものであるか、及び回答しなかった場合にもたらされるであろう結果

—データ主体に関するデータにアクセスする権利、及びそれを修正する権利があること。これらの追加情報は、データが収集される特定の状況を考慮して、データ主体に関して公正な取扱いを担保するために必要な場合に限る。

第11条 データがデータ主体から収集されなかった場合の情報

1. 構成国は、データがデータ主体から収集されなかった場合、管理者又はその代理人が個人データの記録を始めたとき、又は第三者に開示されるであろう場合には遅くとも最初に開示されるときまでに、データ主体に対して少なくとも次の情報を提供しなければならないことを定めなければならない。ただし、データ主体が既にその情報を得ている場合はこの限りではない。

- (a) 管理者及びその代理人がいる場合はその者の身元
- (b) 取扱いの目的
- (c) 次に示すようなその他の追加情報

—関係するデータの種類

—データの取得者又は取得者の所属

—データ主体に関するデータにアクセスする権利、及びそれを修正する権利があること。

これらの追加情報は、データが取り扱われる特定の状況を考慮して、データ主体に関して公正な取扱いを担保するために必要な場合に限る。

2. 第1項の規定は、特に統計目的又は歴史的、科学的調査の目的の取扱いのためのものであり、当該情報の提供が不可能であり若しくは過度の困難を伴う場合、又は記録、開示が法律により明示的に規定されている場合には、適用されない。構成国は、このような場合に、適切な保護措置を定めなければならない。

第V節 データ主体のデータへのアクセス権

第12条 アクセス権

構成国は、すべてのデータ主体に対して、管理者から次に定めるものを取得する権利を保障しなければならない。

- (a) 合理的な期間内に制約なく、及び過度の遅れ又は費用を伴うことなく、
 - データ主体に関するデータが取り扱われているか否かの確認、及び少なくとも取扱いの目的、関係するデータの種類、開示されたデータの取得者又は取得者の所属に関する情報
 - 取り扱われているデータ及びその情報源に関する入手可能な情報の理解可能な形式でのデータ主体への連絡
 - 少なくとも第15条第1項に規定された自動的な決定の場合には、データ主体に関するデータの自動処理に係る論理についての知識
- (b) 適切な場合には、特にデータの不完全又は不正確な性質のために、この指令の規定に従わないで取り扱われたデータの修正、消去又はブロック
- (c) データが既に開示されている第三者に対する (b) に従って行われた修正、消去又はブロックの通知。ただし、これが不可能であり又は過度の困難を伴う場合はこの限りではない。

第VI節 適用除外及び制限

第13条 適用除外及び制限

1. 構成国は、次の事項を保護するために必要な場合には、第6条第1項、第10条、第11条第1項、第12条及び第21条に規定された義務及び権利の範囲を制限する法的措置を採択することができる。
 - (a) 国家安全保障
 - (b) 防衛

- (c) 公共の安全
 - (d) 刑事的犯罪又は規制されている職業に対する倫理違反の予防、取調べ、捜査及び起訴
 - (e) 通貨、予算及び課税に関する事項を含む構成国又は欧州連合の重要な経済的又は財政的利益
 - (f) (c) (d) 及び (e) の場合に、たとえ一時的なものであっても、公的権限の行使に関する監視、捜査又は規制職務
 - (g) データ主体の保護、又はその他の者の権利及び自由の保護
2. 構成国は、特にデータが特定の個人に関する措置又は決定のために利用されるのではない場合に、十分な法的保護措置に従って、明らかにデータ主体のプライバシーを侵害するおそれがない限りにおいて、立法措置により、第12条に規定された権利を制限することができる。これには、データが科学的調査目的のためにのみ取り扱われる場合、又は統計を作成する目的のためにのみ、必要な期間を超えないで、個人的な形式で保存されている場合がある。

第VII節 データ主体の異議申立権

第14条 データ主体の異議申立権

構成国は、データ主体に次の権利を与えなければならない。

- (a) 少なくとも第7条(e)及び(f)に規定された場合には、国内法に別段の規定がある場合を除き、いつでも自己に関するデータの取扱いに対して、自己の特定の状況に関連するやむにやまれない正当な理由を根拠として、異議申立てを行うことができること。適法な異議申立てがあった場合には、管理者によって始められた取扱いに、当該データを含むことはできない。
- (b) 管理者がダイレクト・マーケティング目的のために取り扱うことを予定している自己に関する個人データの取扱いに対して、請求にもとづき無料で異議申立てを行うことができること、又は個人データが最初に第三者に開示される前に、若しくは第三者のダイレクト・マーケティング目的のために利用される前に十分な情報の提供を受け、かつ開示又は利用に対して無料で異議申立てを行う権利を明示的に与えられること。

構成国は、データ主体が(b)前段に規定された権利の存在を確認するために必要な措置を講じなければならない。

第15条 自動処理による個人に関する決定

1. 構成国は、すべての者に対して、その者に関する法的効果を生じさせる、又は重大な影響を与える判断であって、かつそれが業績、信用度、信頼性、行為等、その者に関する個人的な側面を評価することを意図したデータの自動処理にのみ基づくものである場合に、その判断の対象とならない権利を与えなければならない。
2. 構成国は、次の場合に、この指令の他の条項に従って、個人が第1項に関する種類の判断の対象となり得ることを定めなければならない。
 - (a) 判断が契約の締結又は履行の過程において行われる場合。ただし、データ主体が行った契約の締

結又は履行のための要求が満たされた場合、又はデータ主体の見解を認める協定のように、データ主体の正当な利益を保護する適切な措置が存在することを条件とする。又は、
(b) データ主体の正当な利益を保護する措置が、同時に規定された法律により、認められた場合。

第VIII節 取扱いの機密性及び安全性

第16条 取扱いの機密性

取扱者自身も含む、個人データにアクセスを有している、管理者又は取扱者の下に従事している者は、管理者からの指示に基づく場合を除き、個人データを取り扱ってはならない。ただし、法律の規定により取り扱うよう命じられている場合は、この限りではない。

第17条 取扱いの安全性

1. 構成国は、特に取扱いがネットワーク上のデータの伝送を伴う場合及びその他のあらゆる不法な取扱形式に対して、偶発的な又は違法な破壊、偶発的な損失、変更、無権限の開示又はアクセスから個人データを保護するために、管理者は、適切な技術的及び組織的措置を実施しなければならないことを定めなければならない。
この措置は、技術水準及びその導入に伴う費用を考慮して、取扱いによって生じ得る危険及び保護すべきデータの性質に応じた適切な水準の保護を保証できるものでなければならない。
2. 構成国は、管理者が自己の利益のために取扱いを行う場合には、実施される取扱いに関する技術的安全措置及び組織的措置において、相応の保証を提供する取扱者を選定し、及びこの措置の遵守を確保しなければならない。
3. 取扱者による取扱いの実施は、取扱者を管理者に拘束させる、特に次の規定を含む契約又は法律行為に準拠しなければならない。
— 取扱者は管理者の指示にのみ基づいて行動しなければならないこと。
— 取扱者が設置されている構成国の法律によって定義される第1項に規定された義務は、既存の取扱者にも課せられなければならないこと。
4. 証拠を保全するために、データの保護に関する契約又は法律行為、及び第1項に規定された措置に関する要件の一部は、書面又はその他の同等の形式によらなければならない。

第IX節 通知

第18条 監督機関への通知義務

1. 構成国は、管理者又は代表者がいる場合はその者が、一つの目的又は複数の関係する目的を達成することを意図した全部又は一部の自動処理作業及び一連の作業を実施する前に、第28条に規定された監督機関に通知しなければならないことを定めなければならない。
2. 構成国は、次の場合に、かつ次の条件に基づいてのみ、通知の簡略化又は適用除外を定めることができる。

- 取り扱われるデータを考慮しつつ、データ主体の権利及び自由に制約的な影響を与えるおそれ
が低い種類の取扱作業に関して、管理者又はその代理人が取扱いの目的、取り扱われるデータ
又はデータの種類、データ主体の所属、データの開示を受ける取得者又は取得者の所属、及びデー
タが保存される期間を特定した場合、及び／又は、
- 管理者が、管理者を規律する国内法に従って、特に次の事項に関して責任を有する個人データ
保護担当役員を任命した場合
- この指令に基づいて制定された国内法の規定を、それぞれの方法でもって、内部的適用を行う
ことを確保すること。
- 第21条第2項に定められた情報に関する事項を含む管理者が行う取扱作業の記録を保管するこ
と。

これによって、取扱作業がデータ主体の権利及び自由に制約的な影響を与えるおそれがないよ
う保証すること。

3. 構成国は、法律又は規則に従って、情報を公衆に提供することが予定されている、及び公衆一般
又は正当な利益を証明する者のいずれかによる閲覧のために公開されている記録の保管を唯一の
目的としている取扱いには、第1項を適用しないことを定めることができる。
4. 構成国は、第8条第2項(d)に規定された取扱作業の場合に、通知義務の適用除外又は通知の簡
略化を定めることができる。
5. 構成国は、個人データを含む一定の又はすべての非自動的処理作業が通知されなければならない
ことを明記し、又はこれらの取扱作業には簡略化された通知が必要であることを定めることがで
きる。

第19条 通知の内容

1. 構成国は、通知に含まれるべき情報を特定しなければならない。これには、少なくとも次の事項
が含まなければならない。
 - (a) 管理者及びその代理人がいる場合には代理人の名称及び住所
 - (b) 取扱いの一つ又は複数の目的
 - (c) データ主体の一つ又は複数の所属、及びデータ主体に関するデータ又はデータの種類に関する記
述。
 - (d) データの開示を受け得る取得者又は取得者の所属
 - (e) 第三国へのデータの移転の予定
 - (f) 取扱いの安全性を確保するために、第17条に従って講じられる措置の適切性に関する予備的評価
を認める一般的記述
2. 構成国は、第1項に規定された情報に影響を与える変更が監督機関に通知されなければならない
旨の手続を特定しなければならない。

第20条 事前の調査

1. データ主体に特定の危険をもたらすおそれのある取扱作業を指定し、その取扱作業がその作業開始前に検査を受けていることを調査しなければならない。
2. この事前の調査は、管理者からの通知の受領を受けて監督機関が、又は疑いのある場合には監督機関に意見を求めなければならない個人データ保護担当役員が実施しなければならない。
3. 構成国はまた、国の立法機関による措置、又はその立法措置に基づいて取扱いの性質を定義し、適切な保護措置を定めた措置のいずれかの準備段階において、この調査を実施することができる。

第21条 取扱作業の公開

1. 構成国は、取扱作業が公開されることを確保する措置を講じなければならない。
2. 構成国は、第18条に従って通知された取扱作業の記録が監督機関によって保管されなければならないことを定めなければならない。
この記録は、少なくとも第19条第1項(a)から(e)までに掲げられた情報を含むものでなければならない。
この記録は、何人も閲覧することができる。
3. 構成国は、通知義務のない取扱作業に関して、管理者又は構成国が任命する他の機関が、少なくとも第19条第1項(a)から(e)までに規定された情報を、請求があったすべての者に対して適切な形式で提供できる状態にしておくことを定めなければならない。

構成国は、取扱いの唯一の目的が、法律又は規則に従って情報を公衆に提供し、及び公衆一般又は正当な利益を証明できるすべての者のいずれかに対する閲覧を意図している記録の保管である取扱いには適用しないことを定めることができる。

第三章 司法的救済、責任及び制裁

第22条 救済

構成国は、とりわけ第28条に規定された監督機関によって、司法機関への付託に先立って、なされる行政的救済に実体的効果を持つことなく、すべての者が、かかるデータ取扱いに適用される国内法によって保障される権利の侵害に対して、司法的救済を受ける権利を有することを定めなければならない。

第23条 責任

1. 構成国は、違法な取扱作業、又はこの指令に従って規定された国内規定とあいられない行為の結果として生じた損害を被ったすべての者が、被った損害に対する金銭賠償を管理者から受けることができることを定めなければならない。
2. 管理者は、損害の原因となった結果に対して責任がないことを証明した場合には、全部又は一部の賠償責任を免除され得る。

第24条 制裁

構成国は、この指令の規定を完全に実施することを担保するために適切な措置を講じ、及びこの指令に従って定められた規定に対する違反がある場合に課せられる制裁について特に規定しなければならない。

第IV章 第三国への個人データの移転

第25条 原則

1. 構成国は、取り扱われている又は移転後に取扱いが予定されている個人データの第三国への移転は、この指令に従って採択された国内規定の遵守に実体的効果を持つことなく、当該第三国が十分なレベルの保護措置を確保している場合に限って、行うことができることを定めなければならない。
2. 第三国によって保障される保護のレベルの十分性は、一つのデータ移転作業又は一連のデータ移転作業に関するあらゆる状況に鑑みて評価されなければならない。特に、データの性質、予定されている取扱作業の目的及び期間、発信国及び最終の目的国、当該第三国において有効である一般的及び分野別の法規、並びに当該第三国において遵守されている職業上の規則及び安全保護対策措置が考慮されなければならない。
3. 構成国及び委員会は、第三国が第2項の規定の意味における十分なレベルの保護を保障していないと考えられる事例について、相互に情報提供しなければならない。
4. 構成国は、第31条第2項に規定する手続に基づいて委員会が、第三国が本条第2項の規定の意味における十分なレベルの保護を保障していないと認定した場合には、当該第三国への同一タイプのデータの移転を阻止するために必要な措置を講じなければならない。
5. 委員会は、適切な時期に、第4項に基づく認定によってもたらされる状況を改善することを目的とする交渉を開始しなければならない。
6. 委員会は、第31条第2項に規定する手続に基づいて、第三国が私生活、個人の基本的な自由及び権利を保護するための当該第三国の国内法、又は特に本条第5項に規定された交渉の結果に基づいて締結した国際公約を理由として、第2項の規定の意味における十分なレベルの保護を保障していると認定することができる。

構成国は、委員会の決定を遵守するために必要な措置を講じなければならない。

第26条 例外

1. 構成国は、第25条の適用を制約するものとして、及び特別な場合を規律する国内法に別段の定めがある場合を除いて、第25条第2項の規定の意味における十分なレベルの保護を保障しない第三国に対する個人データの移転又は一連の移転は、次の条件を満たした場合に行うことができることを定めなければならない。

- (a) データ主体が、予定されている移転に対して明確な同意を与えている場合。又は、
 - (b) 移転が、データ主体及び管理者間の契約の履行のために、又はデータ主体の請求により、契約締結前の措置の実施のために必要である場合。又は、
 - (c) 移転が、データ主体の利益のために、データ主体及び第三者間で結ばれる契約の締結又は履行のために必要である場合。又は、
 - (d) 移転が、重要な公共の利益を根拠として、又は法的請求の確定、行使若しくは防御のために必要である場合、又は法的に要求される場合。又は、
 - (e) 移転が、データ主体の重大な利益を保護するために必要である場合。又は、
 - (f) 法律又は規則に基づいて情報を一般に提供し、及び公衆一般又は正当な利益を証明する者のいずれかによる閲覧のために公開されている記録から、閲覧に関する法律に規定された条件が特定の事例において満たされる範囲内で、移転が行われる場合。
2. 構成国は、第1項の規定に実体的な効果を持つことなく、管理者が個人のプライバシー並びに基本的な権利及び自由の保護、並びにこれらに相当する権利の行使に関して、十分な保護措置を提示する場合には、第25条第2項の規定の意味における十分なレベルの保護を保障しない第三国への個人データの移転又は一連の移転を認めることができる。当該保護措置は、特に適切な契約条項から帰結することができる。
3. 構成国は、第2項によって付与された許可を、委員会及び他の構成国に通知しなければならない。一つの構成国又は委員会が、個人のプライバシー並びに基本的な権利及び自由の保護を含む正当な理由に基づいて異議申立てを行った場合には、委員会は、第31条第2項に規定された手続に基づいて適切な措置を講じなければならない。
- 構成国は、委員会の決定を遵守するために必要な措置を講じなければならない。
4. 構成国は、第31条第2項に規定された手続に従って、一定の標準契約条項が本条第2項によって要求される十分な保護措置を提供していると決定する場合には、委員会の決定を遵守するために必要な措置を講じなければならない。

第V章 行動規準

第27条

1. 構成国及び委員会は、構成国がこの指令に従って採択した国内規定の適切な実施に役立てるために、様々な分野の特色を考慮しつつ、行動規準の策定を促進しなければならない。
 2. 構成国は、国内の規準の草案を策定し、又は既存の国内の規準を修正又は拡充しようとしている業界団体及びその他の管理者の業界の代表機関が、これを国家機関の意見を聞くために付託できるように定めなければならない。
- 構成国は、当該国家機関が、とりわけ付託された草案がこの指令に従って採択された国内規定に従ったものであるか否かを確認するよう定めなければならない。適合するとみえる場合には、国家機関はデータ主体又はその代理人に意見を求めなければならない。

3. 共同体の規準草案及び既存の共同体規準の修正又は拡充は、第29条に規定された作業部会に付託することができる。この作業部会は、とりわけ付託された草案が、この指令に従って採択された国内規定に従っているものであるか否かを決定しなければならない。適合するとみえる場合には、国家機関は、データ主体又はその代理人に意見を求めなければならない。委員会は、作業部会によって承認された規準の適切な公開を保障することができる。

第VI章 監督機関及び個人データの取扱いに係る個人の保護に関する作業部会

第28条 監督機関

1. 各構成国は、一つ又はそれ以上の公的機関が、この指令に従って構成国が採択した規定の範囲内で、その適用を監視する責任を負うことを定めなければならない。
この機関は、委任された職権を遂行する上で、完全に独立して活動しなければならない。
2. 各構成国は、個人データの取扱いに係る個人の権利及び自由の保護に関する行政措置又は規則を制定する際に、監督機関に諮ることを定めなければならない。
3. 各監督機関は、特に次の権限を与えられなければならない。
 - 取扱作業の対象を構成するデータにアクセスする権限、及び監督職務の遂行に必要なすべての情報を収集する権限等の調査権限
 - 例えば、第20条の規定に従って取扱作業の実施前に意見を述べ、及びこの意見の適切な公開を保障する権限、データのブロック、消去又は破壊を命じる権限、取扱いの一時的又は確定的な禁止を課す権限、管理者を警告又は懲戒する権限、中央議会又はその他の政治機関に問題点を照会する権限等の仲裁権限
 - この指令に従って採択された国内規定への違反があった場合に法的手続を開始する権限、又はこの違反を司法機関に通知する権限監督機関の決定に不服がある場合は、裁判所に対して訴訟を提起することができる。
4. 各監督機関は、個人データの取扱いに係る個人の権利及び自由の保護に関して、すべての者及びそれを代表する協会からなされる主張を聴取しなければならない。このような者は、主張の結果についての情報を提供されなければならない。
5. 各監督機関は、定期的に活動報告書を作成しなければならない。この報告書は、公開されなければならない。
6. 各監督機関は、当該取扱いに関してどの国の国内法が適用され得るかにかかわらず、当該構成国の領域内においては、本条第3項の規定に従って付与された権限を行使する資格を有する。各監督機関は、他の構成国からこの権限を行使することを要請される場合がある。
監督機関は、特にすべての有益な情報を交換する等、職務の遂行に必要な範囲内で、相互に協力しなければならない。

7. 構成国は、監督機関の構成員及び職員が、退職後であっても、アクセスした機密情報に関して職業上の守秘義務を負うことを定めなければならない。

第29条 個人データの取扱いに係る個人の保護に関する作業部会

1. 個人データの取扱いに係る個人の保護に関する作業部会（以下「作業部会」という。）が、ここに設置される。

この作業部会は、助言機関であり、独立して活動しなければならない。

2. 作業部会は、監督機関の又は各構成国が指名した機関の代表者、共同体の機構及び団体のために設立された一つの又は複数の機関の代表者、及び委員会の代表者によって構成されなければならない。

作業部会の各構成員は、各人が代表している機構又は機関により指名されなければならない。構成国が一を超える監督機関を指名した場合は、それらの機関は、共同代表を指定しなければならない。これと同一の規定が、共同体の機構及び機関のために設立された監督機関の場合にも適用されなければならない。

3. 作業部会は、監督機関の代表者の単純多数決によって決定を行わなければならない。
4. 作業部会は、その議長を選出しなければならない。議長の任期は2年とし、再任を妨げないものとしなければならない。
5. 作業部会の事務局は、委員会によって設置されなければならない。
6. 作業部会は、その手続に関する独自の準則を定めなければならない。
7. 作業部会は、議長独自の判断又は監督機関の代表者の要請若しくは委員会の要請のいずれかに基づいて、議長によって会議目録にあげられた議題について検討しなければならない。

第30条

1. 作業部会は、次の事項を行わなければならない。
 - (a) この指令に従って採択された国内措置の統一的な適用に資するために、当該措置の適用を含むあらゆる問題点について検討すること。
 - (b) 共同体域内及び第三国における保護のレベルに関する意見を委員会に提出すること。
 - (c) この指令の修正の提案、個人データの取扱いに係る自然人の権利及び自由を保護するための追加的な又は特別な措置、並びにこの権利及び自由に影響を与える共同体の措置についてのその他の提案に関して、委員会に助言を与えること。
 - (d) 共同体レベルで策定された行動規準に関して意見を提出すること。
2. 作業部会が、共同体域内において個人データの取扱いに係る個人の保護が同等であることに影響を与えらると思われる相違が、構成国の法律及び慣行の間に生じていると認定した場合には、状況に応じて、このことを委員会に通知しなければならない。
3. 作業部会は、共同体域内の個人データの取扱いに係る個人の保護に関連するあらゆる事案に関し

て、独自の判断に基づき、勧告を行うことができる。

4. 作業部会の意見及び勧告は、委員会及び第31条に規定された専門委員会に送付されなければならない。
5. 委員会は、作業部会の意見及び勧告に応じて委員会がとった行動について、作業部に通知しなければならない。この通知は、欧州議会及び理事会に対しても送付される報告書において行わなければならない。この報告書は、公開されなければならない。
6. 作業部会は、共同体域内及び第三国における個人データの取扱いに係る自然人の保護に関する状況について年次報告書を作成し、これを委員会、欧州議会及び理事会に提出しなければならない。この報告書は、公開されなければならない。

第七章 共同体の実施措置

第31条 専門委員会

1. 委員会は、構成国の代表者によって構成され、委員会の代表者が議長を務める専門委員会の支援を受けなければならない。
2. 委員会の代表者は、講じられるべき措置の草案を専門委員会に対して提出しなければならない。専門委員会は、事案の緊急性に応じて議長が設定した期間内に、草案に対する意見を述べなければならない。

この意見は、条約第148条第2項に規定された多数決によって述べられなければならない。専門委員会内における構成国の代表者による投票は、当該条項に規定された加重多数決によらなければならない。議長は、投票してはならない。

委員会は、即時に適用されなければならない措置を採択しなければならない。ただし、この措置が専門委員会の意見と合致しない場合は、委員会が、直ちに理事会に対して当該措置について連絡しなければならない。これは、次によるものとする。

- 一 委員会は、連絡を受けた日から三ヶ月間、決定された措置の適用を延期しなければならない。
- 一 理事会は、有効な多数決によって、前号に規定された期限内に異なった決定を行うことができる。

最終条項

第32条

1. 構成国は、この指令の採択の日から少なくとも3年以内に、この指令を遵守するために必要な法律、規則及び行政規定を発効させなければならない。

構成国がこうした措置を採択する際には、これらの措置は、この指令への参照を含んでいなければならない。又は公布する際には、その参照部分を添付しなければならない。当該参照方法は、構成国によって定められなければならない。

2. 構成国は、この指令に従って採択された国内規定が発効する日に既に実施されている取扱いが、その日から3年以内にこれらの規定に合致させられることを確保しなければならない。

構成国は、前段からの例外として、この指令の実施のために採択された国内規定が発効する日に既にマニュアルのファイリングシステムにより実施されているデータ取扱いが、この指令の採択の日から12年以内にこの指令の第6条、第7条及び第8条に合致させられなければならないことを定めることができる。ただし、構成国は、データ主体に対して、その請求により、及び特にデータ主体がアクセス権を行使する際に、不完全な、不正確な又は管理者によってなされる正当な目的とあいられない方法により蓄積されたデータの修正、消去及びブロックを行う権利を保障しなければならない。

3. 構成国は、第2項からの例外として、適切な保護措置に基づいて、歴史的調査の目的のためにのみ保存されるデータについては、この指令の第6条、第7条及び第8条の規定に合致させる必要がないことを定めることができる。
4. 構成国は、この指令の適用を受ける分野において採択された国内法の規定の文書を委員会に連絡しなければならない。

第33条

委員会は、第32条第1項に規定された日から少なくとも3年以内に、この指令の実施に関して、必要であれば、適切な修正案を添付して、理事会及び欧州議会に対して定期的に報告しなければならない。

委員会は、特に自然人に係る音声及び画像データの取扱いに関するこの指令の適用について調査し、情報通信技術の発展及び情報社会の進展状況に照らして必要であると考えられる適切な提案を提出しなければならない。

第34条

この指令は、構成国に発出される。

1995年10月24日 ルクセンブルグ

欧州議会議長

理事会議長